

栄村障害者活躍推進計画

長野県栄村

機関名	栄村（栄村教育委員会を含む）
任命権者	栄村長（栄村教育長）
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する状況	栄村においては、令和元年6月1日現在、障害者の実雇用率が法定雇用率を達成しているが、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>各年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率5.26% （法定雇用率2.5%）</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内に周知する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<p>○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際等に、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>